

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年7月25日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	高城宗幸

1 監査対象部局 危機管理総局

2 監査対象年度 平成28年度

3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

危機管理課

平成29年5月31日

くらし安全安心課（消費生活センター）

〃

消防学校

平成29年6月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

嘱託職員報酬の過払い分の返納に係る未収金について、債権管理が十分でなかった。（くらし安全安心課）

イ 物品について

取得した備品について、供用等の手続ができていないものが多数あった。また、廃棄した備品について、不用品決定併廃棄処分伺書に払出出納通知済の確認がされていなかった。（危機管理課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし